職員募集のお知らせ（岐阜県立多治見工業高等学校）

以下のとおり、岐阜県教育委員会会計年度任用職員を募集します。

募集概要

職名	業務アシスタント
募集人数	１名
所属名・勤務地	岐阜県立多治見工業高等学校
業務内容	・進路指導部における業務 進路における来校者の対応（電話対応を含む） 書類整理、パソコンによるデータ処理 ・学年会計における業務 会計処理及び年度末会計報告の作成
任期	令和８年４月１日から令和９年３月３１日
勤務日、勤務時間及び休憩時間等	年間４００時間 ○勤務を要する日及び勤務時間の割振りは勤務する学校長が定めます。
所定勤務時間を超える勤務の有無	無
週休日、休日	週休日　土曜日・日曜日 休　日　国民の祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日） ※土日に学校行事等を行い、週休日を振り替えることがあります。
報酬	○報酬額は、学校卒業後、民間企業等における職歴その他を勘案のうえ、県が定める条例・規則に基づき決定 （時給１，２９６円　～　１，４７８円） ○勤務する月の翌月の２１日に支給 ○次の全ての条件を満たす会計年度任用職員は、期末手当の支給対象となる （ⅰ）任用期間が６月以上であること （ⅱ）１週間当たりの正規の勤務時間が 15 時間 30 分以上であること（※注１） ○次の全ての条件を満たす会計年度任用職員は、勤務実績に応じた増額報酬の支給対象となります。 （ⅰ）職務に一定の専門性があること（非常勤専門職に相当する職であること） （ⅱ）任用期間が６月以上であること （ⅲ）１週間当たりの正規の勤務時間が 15 時間 30 分以上であること（※注１） ○期末手当及び増額報酬は６月・１２月に支給します。（※注１） ○地域手当を支給します。

	○定期昇給はありません。 ○通勤距離に応じて通勤手当に相当する費用弁償を支給します。 ○退職金はありません。 （※注 1） 期末手当、勤勉手当における「1 週間当たりの正規の勤務時間」とは、【年間の総勤務見込時間】を【全任用期間の週数】で除した時間になります。 （例） 4 月 1 日から 3 月 31 日まで 1 年間勤務するが、長期休業期間を除くと週 20 時間で、35 週勤務する場合 【年間の総勤務見込時間】 20×35＝700（時間） 【1 週間当たりの正規の勤務時間】 （700×60）×7／365＝805.47…（分） 小数点以下を切り捨てて、805 分とする 805 分＝13 時間 25 分
社会保険、労災保険及び雇用保険	○次の（ⅰ）または（ⅱ）の要件を満たす会計年度任用職員は、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の加入対象となります。 （ⅰ）勤務時間が常勤職員の４分の３以上である者 （ⅱ）勤務時間が常勤職員の４分の３未満であり、以下の４要件を全て満たす者 ・週の所定労働時間が２０時間以上であること（※注２） ・報酬の月額が８８，０００万円以上であること ・任用期間が２カ月以上見込まれること ・学生でないこと （公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律及び公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律による） ○労災保険に加入します。 ○次の全ての要件を満たす会計年度任用職員は、雇用保険の加入対象となります。 （ⅰ）週の所定労働時間が２０時間以上であること（※注２） （ⅱ）３１日以上継続して雇用される見込みであること （ⅲ）雇用保険の適用事業所に雇用されていること （雇用保険法による） （※注２） ・「週の所定労働時間」については、「通常勤務する週の勤務時間数」とする。 ・加入要件の詳細については、「業務取扱要領 20001－23600 雇用保険適用関係 厚生労働省職業安定局雇用保険課」の「20703 (3) 資格取得届記載要領及びその指導 イ（ヲ)」を参照願います。 ・保険料の支払い手続きに関することは、所管のハローワークの指示に従ってください。

特記事項	・本業務に従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。 ※「特定性犯罪」の例 不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行 など（詳しくは、別紙参照条文[PDF ﾌｧｲﾙ／95KB]をご参照ください）。

〇受験資格（欠格条項）について

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- 禁錮（令和７年６月からは拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 県と特別な利害関係のある営利企業等（※）に兼業する者

※　例えば、補助金等の割当や交付等を行っている場合、物件の使用、権利の設定等について許認可を行っている場合などの関係、または、工事契約や物品購入契約等の契約関係がある企業をいいます。

〇当初予算成立について

本採用は、「令和８年度岐阜県の予算の成立」を前提に実施します。

そのため、令和８年第１回岐阜県議会定例会（例年２月開会）において、各事業に係る予算案が可決成立しない場合は、採用を行いませんので、予めご了承願います。

なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっても、県ではその損害について一切負担しません。

〇その他留意事項

- 採用後１カ月は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。
- 地方公務員法に定める、服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。
- また、同法に定める、懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）及び分限処分（休職、降給、降任、免職）を受けることがあります。
- 選考によらず、直近の勤務実績（人事評価）を基に、２回を限度として再度の採用を行うことがあります。

・会計年度任用職員として一度退職したのち、他の任命権者（※）で改めて採用された場合、期末手当の期間率及び育児休業の取得要件である勤務期間は通算できません。

※任命権者とは知事部局、教育委員会、公安委員会、その他各種委員会等（人事委員会、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局など）をいいます。

・県と特別な利害関係のある営利企業等（※）に兼業する場合は、採用されないことがあります。

※例えば、会計年度任用職員の職と兼業の業務内容に、補助金、負担金その他の金銭の交付、許可、認可、免許その他の行政処分、検査、監査、監督その他の権限行使又は工事、物品購入その他の契約の相手方となり、又はこれらの相手方となり得る関係がある場合をいいます。

・同一の任命権者内において他の会計年度任用職員として勤務する場合、週の勤務時間が計 38 時間 45 分以上となること、または、1 日の勤務時間が 7 時間 45 分を超過することはできません。

試験内容

試験内容	書類審査　及び　面接
試験日時（予定）	試験日時については、申込者の方に対して個別に連絡させていただきます。
試験会場	岐阜県立多治見工業高等学校　校長室（多治見市陶元町 207 番地）

合格発表

合格発表日（予定）	面接後、1 週間以内を目途に受験者全員に合否結果を郵送で通知します。

募集方法

以下のとおり申し込んでください。

申込方法及び 申込書提出先	申込書に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。 　1　申込書を持参する場合 岐阜県立多治見工業高等学校　事務室へ提出してください。 　2　申込書を郵送する場合 封筒の表に、「採用選考申込（会計年度任用職員）」と朱書の上、特定記録郵便又は簡易書留郵便にして、県立多治見工業高等学校事務室へ郵送してください。 ※封筒の裏面には応募者の郵便番号・住所・氏名を明記してください。
受付期間	令和８年２月１６日（月）から令和８年３月２日（月）まで 　持参：３月２日（月）１６：５０までに持参してください。 　郵送：３月２日（月）必着。 ※申込書の記入内容等に不備がある場合は、受付できず返送することがありますので、早めに申し込んでください。

申込書

添付資料	採用選考申込書［PDF ファイル／116KB］

問い合わせ先

所属	岐阜県立多治見工業高等学校
電話	（０５７２）２２－２３５１
ＦＡＸ	（０５７２）２２－１５９３
メールアドレス	c27328@pref.gifu.lg.jp